

昭和五十四年農林水産省令第五十四号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第六十六条第十一項の規定による立入検査証の様式を定める省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十五条第四項の規定による立入検査証の様式を定める省令を次のように定める。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第六十六条第十一項の証明書の様式は、次によるものとする。

表	
番号	官職氏名
立入検査証	
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第166条第11項の規定による	
写真	年 月 日交付
農林水産大臣（地方農政局長又は北海道農政事務所長）	

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月九日農林水産省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年八月三日農林水産省令第四七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年九月一日農林水産省令第八二号） 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三二日農林水産省令第二四号）
この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二二年三月三二日農林水産省令第一九号）
この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年四月一日）から施行する。

附 則（平成二二年二月三日農林水産省令第八号）
この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十七号）第二条の規定の施行の日（平成二二年四月一日）から施行する。

附 則（平成二七年九月一五日農林水産省令第七〇号） 抄
この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年二月九日農林水産省令第七六号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月九日農林水産省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年八月三日農林水産省令第四七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年九月一日農林水産省令第八二号） 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三二日農林水産省令第二四号）
この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二二年三月三二日農林水産省令第一九号）
この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年四月一日）から施行する。

附 則（平成二二年二月三日農林水産省令第八号）
この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十七号）第二条の規定の施行の日（平成二二年四月一日）から施行する。

附 則（平成二七年九月一五日農林水産省令第七〇号） 抄
この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年二月九日農林水産省令第七六号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年一月三〇日農林水産省令第七七号）
この省令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

附 則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二一日農林水産省令第八三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日農林水産省令第二五号）
この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日農林水産省令第二五号）
この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日農林水産省令第二五号）
この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日農林水産省令第二五号）
この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日農林水産省令第二五号）
この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日農林水産省令第二五号）
この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日農林水産省令第二五号）
この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日農林水産省令第二五号）
この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日農林水産省令第二五号）
この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日農林水産省令第二五号）
この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

この省令による改正後の様式によるものとみなす。